



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 告示

- 534 近畿宝くじ事務協議会への堺市の加入 (財政課)
- 535 全国自治宝くじ事務協議会への堺市の加入 ( " )
- 536 和歌山県税規則第5条の3第2項の規定により定める再委託銀行 (税務課)
- \*537 平成12年和歌山県告示第306号(家畜人工授精等手数料)の一部改正 (畜産課)
- 538 和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収事務委託 (振興課)
- 539 平成18年度県立近代美術館の入場料 (教育委員会)
- 540 平成18年度県立博物館の入場料 ( " )
- 541 平成18年度県立紀伊風土記の丘の入場料 ( " )
- 542 平成18年県立自然博物館の入場料 ( " )

## 告 示

### 和歌山県告示第534号

堺市を近畿宝くじ事務協議会に加えるとともに、近畿宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

近畿宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に堺市を加え、これに伴い近畿宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条中「大阪市」の次に「、堺市」を加える。

第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

### 和歌山県告示第535号

堺市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に堺市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「静岡市」の次に「、堺市」を加える。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

### 和歌山県告示第536号

和歌山県税規則(昭和25年和歌山県税規則第56号)第5条の3第2項の規定により定める再委託銀行は、次の表の左欄に掲げる徴税吏員の所属区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる銀行とする。

平成9年和歌山県告示第425号(和歌山県税規則第5条の3第2項の規定により定める再委託銀行)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

徴税吏員の所属区分	再委託銀行の事務取扱店舗の名称
和歌山県税事務所	株式会社紀陽銀行県庁支店
紀北県税事務所	株式会社紀陽銀行岩出支店
紀中県税事務所	株式会社紀陽銀行湯浅支店
紀南県税事務所	株式会社紀陽銀行田辺支店
紀南県税事務所 新宮出張所	株式会社紀陽銀行新宮支店

### 和歌山県告示第537号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第3第12項第7号の規定により、平成12年和歌山県告示第306号(家畜人工授精等手数料)の一部を次のように改正する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

第1項の表中

事業団乳牛H	1回	3,330	2,320
--------	----	-------	-------

1,010	同上
-------	----

を

事業団乳牛H	1回	3,330	
事業団乳牛I	1回	6,690	

2,320	1,010	同上
2,320	4,370	同上

に改める。

**和歌山県告示第538号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収事務を和歌山クルーザーマリーナ運営共同企業体に委託した。

平成7年和歌山県告示第385号(和歌山県和歌山マリーナ使用料の徴収事務の委託)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

**和歌山県告示第539号**

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第23項第1号の規定により、平成18年度の県立近代美術館の入場料を次のとおり定める。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 特別企画展入場料

(1)「ベトナム近代絵画展 花と銃-インドシナ・モダンの半世紀-」

	個人	団体
一般	700円	560円
大学生	450円	360円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(2)「戦後『日本画』の展望-内と外のあいだで-」

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(3)「森鷗外と美術」

	個人	団体
一般	800円	650円
大学生	500円	400円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 企画展入場料

(1)「科学の感情-あたらしい時代の感覚と表現」

	個人	団体
一般	400円	350円
大学生	250円	200円
高校生以下	無料	無料

県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料
-------------------------------	----	----

3 常設展・「美術百科」展入場料

	個人	団体
一般	310円	250円
大学生	210円	160円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。
- 3 特別企画展又は企画展の入場者は、特別企画展又は企画展の入場料のみで常設展に入場することができる。

**和歌山県告示第540号**

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第24項第1号の規定により、平成18年度の県立博物館の入場料を次のとおり定める。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 特別展入場料

(1)「和歌祭」

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(2)「熊野・那智山の歴史と文化」

	個人	団体
一般	800円	650円
大学生	500円	400円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	260円	210円
大学生	150円	120円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。
- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。

**和歌山県告示第541号**

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第25項の規定により、平成18年度の県立紀伊風土記の丘資料館の入場料を次のとおり定める。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 特別展入館料

	個人	団体
一般	350円	290円
大学生	210円	160円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	170円	140円
大学生	80円	60円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。
- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。

和歌山県告示第542号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第26項の規定により、平成18年度の県立自然博物館の入場料を次のとおり定める。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

常設展・特別展入場料

	個人	団体
一般	460円	340円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。